

# **議 事 録**

## **第 8 回 定 例 総 会**

**令和6年3月11日**

## 太田市農業委員会第8回定例総会議事録

開会日時 令和6年3月11日（月） 午後2時  
 閉会日時 令和6年3月11日（月） 午後3時13分  
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員 1 長谷川 耕一      2 遠藤 弘一      3 山田 清作      4 長島 佳男  
               (18人) 5 太田 安弘      6 塚越 仲夫      7 原田 和男      8 飯塚 茂夫  
               9 齋藤 森雄（午後2時4分入室） 10 木村 克己      11 高木 勝  
               12 清水 由紀江      13 中村 幸江      14 内田 達夫      15 小磯 典夫  
               16 石原 康男      17 室田 道博      18 永井 幸二      19 片亀 昌子

欠席委員 15 小磯 典夫  
               (1人)

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目係長  
               (7人) 大澤主任 町田主任 大崎主任

|              |       |                      |      |
|--------------|-------|----------------------|------|
| 会議に付<br>した事項 | 議案第1号 | 農地法関係許可取消願について       | (会長) |
|              | 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (会長) |
|              | 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | (会長) |
|              | 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (会長) |

|      |       |                               |
|------|-------|-------------------------------|
| 報告事項 | 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  |
|      | 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  |
|      | 報告第3号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書について       |
|      | 報告第4号 | 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について |

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第8回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員 18 名、欠席の委員 1 名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、17 番 室田道博委員 と 18 番 永井幸二委員 のお二人  
にお願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の町田主任を指名いたします。  
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正が1件ございます。  
議案書8ページになります。番号10番、世良田町の土地3筆につきまして、農地区分が第二種農地となっておりますが、こちらを農用地に訂正をお願いいたします。大変申し訳ありません。よろしくお願いたします。

## 5 議事顚末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は1件です。  
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 議案第1号 農地法関係許可取消願について、会長宛てに1件提出されております。  
1番、鳥山中町の土地について、許可後に売買条件の折り合いがつかなくなったため、許可を取り消すものです。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5 番 委 員 番号1番について報告します。  
当地区協議会で確認調書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため、特に問題はなく、取消し相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は8件です。  
事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数件について、朗読し詳細に説明する。

1番 堀口町の土地 畑 143 m<sup>2</sup> 外3筆 計2,208.4 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大し、一層農業に精進したい。

2番 堀口町の土地 畑 2,706 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大し、一層農業に精進したい。

3番 只上町の土地 畑 366 m<sup>2</sup>、弟より農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

4番 只上町の土地 畑 42 m<sup>2</sup>、弟より農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

5番 大島町の土地 畑 495 m<sup>2</sup>、耕作地に隣接する畑を譲り受け、畑作に精進したい。

6番 北金井町の土地 田 1,985 m<sup>2</sup> 外2筆 計5,473 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

7番 北金井町の土地 田 1,583 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

8番 新田小金町の土地 畑 863 m<sup>2</sup> 外4筆 計3,733 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

なお、1番から8番につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

それでは、番号1番及び2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

なお、第4地区協議会についても関連がありますので、併せて報告願います。

1番委員

では、沢野地区の報告をさせていただきます。

1番と2番につきまして、譲受人は同じ●●●●●さんでございます。農地を譲り受けて、経営規模を拡大し、一層農業に精進したいということでございます。当協議会で許可基準リストに基づき調査した結果を報告します。

譲受人は、大和芋を作付し、必要な農機具等も所有しており、また現地

を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8 番 委 員

譲受人は譲渡人の畑を借りて農業をしております。譲渡人はもう農業ができないということで届出を出した訳ですが、●●●さんは農機具等も用意して仕事しておりますので、何ら差し支えないと思います。現地は農地であり、周辺農地への支障もないということで、尾島地区としては承認と意見決定しました。

再度の審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、第1地区協議会及び第4地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号3番及び4番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18 番 委 員

番号3番、4番を説明させていただきます。

この関係については、両方隣接しておりますので、チェック項目については同様に報告いたします。これは贈与でありまして、弟さんより兄貴の方に農地を譲り渡して、経営規模を拡大するという理由でございます。農地の所有状況は管理良好、農機具、作業等についてはトラクター、管理機等を所有しておりまして問題ありません。さらに、許可基準から見た判断につきましては、農地が効率的に利用できること、さらには農地管理作業に問題はない。そして、周囲は農地でありまして、集団性に支障はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないということで、3番、4番、許可相当と地区協議会では決定しましたので、再度協議をお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号3番及び4番について報告があり

|        |        |                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |        | ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。                                                                                                                                                                                                      |
| 委<br>議 | 員<br>長 | なし。                                                                                                                                                                                                                       |
|        |        | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。                                                                                                                                                                                                |
|        |        | 番号3番及び4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。                                                                                                                                                                                            |
|        |        | (挙手 全員)                                                                                                                                                                                                                   |
| 議      | 長      | 全員賛成でありますので、番号3番及び4番を許可とすることに決定いたします。                                                                                                                                                                                     |
| 議      | 長      | 続いて、番号5番から7番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。                                                                                                                                                                                 |
| 5番委員   |        | 番号5番について報告します。                                                                                                                                                                                                            |
|        |        | 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は必要な農機具を所有しており、また、譲渡人は高齢のため、甥に譲渡したいということです。現地を確認したところ、周辺の農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。                                                                                                      |
|        |        | 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                    |
| 16番委員  |        | 番号6番、7番について報告します。                                                                                                                                                                                                         |
|        |        | 両方とも集落内農地でございまして、状況は大体同じようなもので、まず6番については、所有者に後継者もなく、今後の農作業の可能性もない。7番については、高齢化をもって、身内もないので、今のうちに土地の処分をしたいということで、足利市にある●●●●●●●●●●という農業法人が買いまして、3条による売買でございまして、周りの農地に支障もございませんので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第3地区としては許可相当と決定いたしました。 |
|        |        | 再度のご審議をよろしくお願いします。                                                                                                                                                                                                        |
| 議      | 長      | ただいま、第3地区協議会より番号5番から7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。                                                                                                                                                                       |
| 委<br>議 | 員<br>長 | なし。                                                                                                                                                                                                                       |
|        |        | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。                                                                                                                                                                                                |
|        |        | 番号5番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。                                                                                                                                                                                            |
|        |        | (挙手 全員)                                                                                                                                                                                                                   |
| 議      | 長      | 全員賛成でありますので、番号5番から7番を許可とすることに決定いたします。                                                                                                                                                                                     |

- 議 長 続いて、番号8番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 10 番 委 員 番号8番について報告します。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認をした結果を報告します。今回の申請は、経営規模拡大のためであり、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断しました。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号8番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は3件です。  
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。  
1番 東今泉町の土地 137 m<sup>2</sup> 外1筆 計305 m<sup>2</sup>、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。  
農家住宅用地として敷地拡張するものです。  
2番 世良田町の土地 542 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。  
3番 新田反町町の土地 569 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅用地と

して敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18 番 委 員 この関係につきましては、農家用住宅用地の転用の申請でございます。  
現地を見たところ、西側は田で、東側は雑種地になっておりまして、許可基準から見た判断については全て問題ありませんので、許可相当と地区協議会では決定しましたので、再度の協議をお願いいたします。  
以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、  
ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14 番 委 員 番号2番について、農地法第3条の許可申請のために所有地を調査したところ、農地法の許可を得ずに農家住宅の敷地として使用していたことが判明したため、是正したいとのことです。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号2番について報告がありましたが、  
ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

|          |   |                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議        | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。<br>番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手 全員)                                                                                                                                                |
| 議        | 長 | 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。                                                                                                                                                                                  |
| 議        | 長 | 続いて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。                                                                                                                                                                              |
| 10 番 委 員 |   | 報告します。<br>番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。<br>申請人が子への相続に備えて調査したところ、申請地を農地法の許可を得ずに農家住宅の敷地として使用していたことが判明したため、始末書を添えて是正するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 |
| 議        | 長 | ただいま、第5地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。                                                                                                                                                                    |
| 委 員      |   | なし。                                                                                                                                                                                                                |
| 議        | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。<br>番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手 全員)                                                                                                                                                |
| 議        | 長 | 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。                                                                                                                                                                                  |
| 議        | 長 | 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。<br>提出件数は15件です。<br>事務局より、提案をお願いします。                                                                                                                                  |
| 事 務 局    |   | 提出件数15件について、朗読し詳細に説明する。<br>1番 高林西町の土地 307㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となる                                                                                      |

ものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 新道町の土地 351 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 龍舞町の土地 291 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 下小林町の土地 309 m<sup>2</sup> 外1筆 計 415 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 上小林町の土地 250 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 東今泉町の土地 313 m<sup>2</sup> 外3筆 計 968 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場及び資材置場用地として転用するものです。

7番 吉沢町の土地 342 m<sup>2</sup> 外3筆 計 981.1 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

8番 吉沢町の土地 638 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

9番 成塚町の土地 395 m<sup>2</sup> 外3筆 計 1,075 m<sup>2</sup>、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武桐生線治良門橋駅から500m以内の農地」の理由から第二種農地と判断されます。太陽光発電施設用地として転用するものです。

10番 世良田町の土地 991 m<sup>2</sup> 外2筆 計 2,942 m<sup>2</sup>、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場及び資材置場用地として一時転用するものです。

11番 世良田町の土地 991 m<sup>2</sup> 外4筆 計 2,957 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

12番 粕川町の土地 18 m<sup>2</sup> 外1筆 計 895 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

13番 新田大根町の土地 1,000 m<sup>2</sup> 外1筆 計 1,881の内1,126.08 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

通路用地として一時転用するものです。

14 番 大原町の土地 416 m<sup>2</sup>、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田藪塚インターチェンジから 300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

露天駐車場用地として転用するものです。

15 番 大原町の土地 499 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号 1 番及び 2 番について、第 1 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 番 委 員 議案 4 号の 1 番について沢野のほうでご報告をさせていただきます。  
地区協議会で許可基準チェックリストに基づきまして調査及び現地を確認した結果は、譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいという申請理由でございます。現地を調査、確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7 番 委 員 番号 2 番についてご報告をします。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果をご報告します。現地を確認したところ、周辺農地には支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第 1 地区協議会より番号 1 番及び 2 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 1 番及び 2 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 1 番及び 2 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 3 番から 8 番について、第 2 地区協議会の調査した意見

結果を報告願います。

2 番 委 員

報告いたします。

番号 3 番、4 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。

番号 3 番、4 番は、いずれも譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

13 番 委 員

番号 5 番について、調査及び現地確認した結果をご報告いたします。

譲受人は、申請地を取得して一般住宅を新築したいとのこと、現地確認をしたところ、前後は住宅になっており、何の支障もないと思いますので、許可相当と意見決定いたしました。

再度のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

18 番 委 員

議案 4 号の 6 番、7 番、8 番の関係につきまして報告します。

番号 6 番につきましては、露天駐車場及び資材置場用地として転用が出ております。申請地の状況は、南側は道路で周囲は住宅となっておりまして、許可基準に比べた判断としては、全て問題なしということで許可相当と地区協議会では決定いたしました。

番号 7 番につきましては、太陽光発電の施設用地として申請がしてあります。東側は道路を挟んで駐車場になっておりまして、南は畑、営農に支障はありません。許可基準から見た判断については全て問題なしということで、許可相当として決定しました。

番号 8 番につきましては、太陽光発電の施設設置用地、周囲の状況については営農状況も支障はないということで、許可基準から見た判断は問題なしということで、許可相当と決定いたしました。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、第 2 地区協議会より番号 3 番から 8 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 3 番から 8 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 3 番から 8 番を許可とすることに決定

いたします。

議長 続いて、番号9番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16番委員 番号9番について説明します。  
この地域は集落内の畑でございまして、四方が宅地で民家になっております。この売渡人は相続を受けたんですが、今後、農業はやっていけないというような状況で、遊休農地の状態でございましたが、今回、5条申請で売買ということが成立しました。結果としては、足利市の●●●●というところで、太陽光発電の施設用地にするということですが、特に周りへの支障はございませんので、第3地区といたしましては許可相当というような結論を得ましたので、再度のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号9番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号9番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号10番から12番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 第4地区です。  
これは世良田工業団地内にある製菓会社の件なんですが、番号10番から12番について説明いたします。  
番号10番、11番は関連している事案です。譲受人が同一であり、11番の案件は既存駐車場に工場を新設するため、隣接地を取得し、減少分及び従業員の増加分の駐車場を新設したいとの理由で申請が出ています。10番の案件は、工場及び駐車場の新設を同時に行うため、駐車場が完成するまでの間、隣接地を鉄板敷きの上、仮駐車場として利用し、駐車場が新設した後は、工場の新設工事に伴う資材置場として利用す

るものです。

12 番の案件は、敷地内の資材置場が手狭なため、会社から近い隣接地を取得し、資材置場として利用するものです。いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

再度審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号 10 番から 12 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 10 番から 12 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 10 番から 12 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 13 番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10 番 委 員 番号 13 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

譲受人は建設業を営んでおりますが、小学校の給食室建設工事に際して、侵入路が狭く、重機等の工事車両を通行させるため、申請地を借受けて通路用地として一時転用するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号 13 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 13 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 13 番を許可とすることに決定いたします。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長      | 続いて、番号 14 番及び 15 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 12 番 委 員 | <p>番号 14 番、15 番について報告いたします。</p> <p>第 6 地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、14 番は、譲受人は運送業を営んでおり、需要の増加に伴い、従業員の駐車場に、15 番は祖父より申請地を借受け、自己の住宅を新築するものです。ともに現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                               |
| 議 長      | ただいま、第 6 地区協議会より番号 14 番及び 15 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委 員      | なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長      | <p>ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。</p> <p>番号 14 番及び 15 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長      | 全員賛成でありますので、番号 14 番及び 15 番を許可とすることに決定いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長      | <p>以上で審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第 1 号から第 4 号について、事務局よりお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事 務 局    | <p>報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、10 ページに記載のとおり、3 件提出されております。</p> <p>報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届について、11 ページから 20 ページに記載のとおり、37 件提出されております。</p> <p>報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、21 ページから 25 ページに記載のとおり、22 件提出されております。</p> <p>報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について、26 ページから 30 ページまで記載のとおり、17 件提出されております。</p> <p>以上、報告させていただきます。</p> |
| 議 長      | 報告第 1 号から第 4 号につきまして、ご質問等ございますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

18 番 委 員

報告の第2号の中に、12 ページの5 番から9 番まで、これは例のあれですよね。東金井の一時転用のところだったんですね。これを見まして、私どもは第2地区でいろいろえらい協議しました。何回も何回もね。2年半ぐらいかな、都市計画の見直しになっちゃったんだよな。何でこういうふうに、私どもはまじめに協議したわけだ。そうしたら、都市計画になるともう関係ないんだよな。だから、市のほうは違うところで多分動いていたんだろな、実際の話。

だから、いずれにしても、都市計画の見直しになれば、もうこれについては事務局長の専決でみんなやっちゃうんだよな。そういうことなんです。だから、あまりまじめに考えることはないということだな。実際の話、そういうことになりますよ。私どもが一時転用というのは、復元して元に戻すということなんだけれども、この申請者の人は、いろいろな事情があって早くやりたいので一時転用やったんだけれども、その中で並行して都市化の変更を進めていたということになるんだろなというふうに私は感じました。

それと12 番の小金井の関係なんだけれども、これはもしかしたらあれですかね。とりせんがある城西の杜の近く、棒が立っているところかな。9 番委員さん、知っていますか。とりせんがありますよね。その西側、ピンク色の棒が立っていますよね。これはあそこの土地ですかね。そうでしょう。違うの？

事 務 局

とりせんに隣接ではないです。既存の新田東部工業団地の西ですね。農地がL字になっていると思うんですけども、そこのところですよ。

18 番 委 員

どんどんどんどん開発、激しいですね。しょうがないや、もう都市計画になっちゃったから、これは我々は何も言えないわ。だから、なるほどなと思ひまして、法律は全部あるからね。

私、農地法5 条第1 項第6 号を調べてみましたら、市街化区域内の農地を転用目的で第三者に販売、売買、あるいは貸借するときは、事前に農業委員会へ届出して、事務局長の決裁をもらえば、もういいんだと、そういうことですね。以上です。あまり法律がいろいろあるので、やっぱりどうしたんだろなと、調べて、なるほどなと思ひましたよ。そんなわけです。

16 番 委 員

今の東金井の土地の話、一時転用の話がありましたけれども、あのときは大分話がこじれまして、取下げがあったり、延期があったり、会議が大分あちこちで開催されて、非常に大きな人事問題なども生じたという太田市農業委員会始まって以来のことだったと思うんですけど

ども、結果的にこういうことで市街化区域に編入されまして、それが届出というような形になると、何のために会議をしたのか、何のために一時転用したのか、そのような感じになるんですが、その辺について、どういうふうな対応をしていたか。それから、これから先、どういうふうな対応をすべきか、その辺の所見について、会長、お願いできますかね。お聞きしたいと思います。以上です。

議 長

その関連でどなたかまだご質問はありますか。

5 番 委 員

さっき 18 番委員の言ったとりせんのこっちの小金井分、これが 12 番でしょう。12 番がその今言った小金井の脇の団地の隣、だけれども、今あそこはネットが張ってありますよね。西側、要するに今、工事が始まりましたよね。あれはだって太田分だよね。だから、これが今出ているのは、あれから要するにもっと西の信号のところまででしょう。

事 務 局

信号のところまで。

5 番 委 員

どこまで、鉄塔のところまでかな。

事 務 局

その手前までです。本当にちょっと行ったところまでです。あそこの 1 本東側、南北の通りまで。今言った通りというか、信号から行ったところまで、中古の家具を売っているところ、あの 1 本東。

5 番 委 員

あそこまで。初めの計画は、あそこの肉屋さんまで行く話が出ていたじゃないですか。じゃ、とりあえずはあそこまで行かないということですか。

事 務 局

行かないです。

5 番 委 員

でも、最終的にはあそこまで行く計画なんでしょう。

事 務 局

それは次回以降には分からないです。

5 番 委 員

分からないけれども、今の話じゃないけれども、あちこち開発されちゃって、どんどんつぶされて、今現状、強戸も話が出ている中で、この前言ったように、開発に絡んじちゃって、農業委員会も極端な話、ノータッチだよね。基本的に開発に引っかかると。農業委員会で基本的に許可云々というのはできないわけだから、それで申し訳ないんだけど、許可を出てきたのを報告事項で我々に出されたって、一切協議していないわけ。ただ、終わりましたという報告だけもらっても、我々農業委員はどうしたらいいのか、その辺が。もし足らざるとすれば、事前に取りがあるにしても、事前にその案件が出た段階で農業委員会にも、こういうふうになりますよと一応報告があってもいいんじゃないか。

何もない、ただ開発で許可しましたという報告だけじゃ、ちょっと筋が違うような気もするんだけど、それだったらまるっきり携わらないほうがいいですね。責任云々を我々は地区の方から負わされるわけだから。その辺、やはり事務局サイドではっきりしてもらったほうがいいと思う。報告でいくんだったら開発に任せちゃって、農業委員会は一切携わらない。我々農業委員の方も、開発でやったので、我々には報告がなかったので分かりません、で通せるんですから、その辺、こういう行政的なものもあるだろうけれども、やはりラインを引いてもらわないと、苦情だけ我々が受けていたんじゃ、どうにもならないような気もするんだけど、今後の事務局サイドでどういうふうにするんだか知らないけれども、ひとつその辺の意見は聞きたいと思いますよね。

議 長

それ以外にございますか。

9 番 委 員

会社や個人の名前は別問題だとして、前からよくこの農業委員会でも言ったんですけども、分からない、終わらないうちに、ぐちゃぐちゃにして、次の追加工事がまた変更だろうさ。結局、農業委員はついていけないんだよ。事務局は、ずっと経過を知っていると、ある程度分かるんだけど、それで意見を言ったって、ついていけないというんだね。だから、それだって悪く言えば手なんだろうね。分からないうちに、こういうふうに出して、またすぐ転用、念書なんか入っているわけだ。もとの原状に戻しますと。その原状確認もろくにできないうちに、追加工事が始まっちゃうんだよね。

だから、あそこの東部工業団地だって、草だらけでぼさぼさで、3年から4年たつけれども、全然活気が出ない。局長、言ったってしょうがないといえましょうがない。ある程度強い意志を持って、委員のほうは当然なんだろうけれども、腰を据えてやらないと、なかなかこういうのを思ったって、農業委員会の本来の目標なんていうのは、そんなうまくはいかないと思いますよ。人ごとで悪いけれども、入院している欠席している間、現状は前と変わっちゃいないもの。

議 長

ありがとうございます。

3 番 委 員

東金井でかなりもめたんですけども、農用地を農業以外の人が仮登記したのを認めるというのはおかしいと思うんですね。その辺の見解

議長 局長 局長さんからお願いします。  
ご返事はしますが、当初ありました黙禱の時間がちょうど話している間にありますので、すみません、それまで暫時休憩で。

〔黙禱〕

議長 局長 それでは、今いろいろご質問がありましたので、私の知り得る、私が知り得るというよりも、私の経験した範囲とか会議、農業委員会自体をどういうふうにしたいかという話も含めてお話をさせていただきますが、まさに東金井の案件は、前期から継続して委員をやっておられる方はご存じだと思いますが、一時転用というのはそもそもどういうことかというところが出発点でありまして、場合によっては一時転用というのは3年ですから、3年の間に一時転用の事業が現状回復までできるかどうかというところが一つのポイントでした。  
もう一つは、●●●●●●さんが用地を一時転用して使いたい、こういう案件でありまして、●●●●●●さんはそもそも出ないで、別の会社がその地域を3つに分割した形で一時転用をしていました。ですから、一つは、考えられるのは、その3つを足しますと、実は県に行くよりも国に行く案件ではなかったかという話が一つ、理屈の上では成立したのかなという一面もあります。  
ただ、いたずらに国に持っていくことが、もし農地法に適合しているのであれば、無理をして国に持っていかないで、分割をしてとどめるというやり方も、これは別に違法でも何でもない。やり方によっては違法になりますけれども、やり方かなと思いましたが、工事そのものがまさに3年でできるかどうかというところで、市の上層部の方から、これはできるわけがないよというお話が一時出まして、市の上層部の方から、そういう話が出た以上、農業委員の立場としては、そこは一時転用の期間をオーバーするので、これは却下する話ではないだろうかというところが、まさに案件に伴って周りで、周りでというか、外野ですよね。外野の方がいろいろ案件の審査に手を突っ込んできた、あるいは担当者のところとか担当調査員のところ、場合によっては脅かしをかけるとか、自分の都合が悪ければ、告訴だの訴える、提訴するぞと。あるいは敷地内にあったタイヤが次の日に起きたらパンクしていたとか、いろいろ外野での動きが非常に多かった案件なんです。  
案件そのものをどう見るかというのは、都市計画の中にそもそもその

計画というのが入っていたかどうかというのは一つあるわけですね。もう一つは、市街化する計画を市として持っているかどうかとか、まさに市が考える政策と、もう一つは農地法が考えるルールというのがちょうどバッティングするような形だったのかなという感じがします。私は、会長職についたときも実は申し上げたのは、実は市長にもそう申し上げているんですが、市が行う都市計画とかの計画も、農地法を横で見たときにバッティングするのであれば、それは国の法律が優先する。それで処分をされるのは農業委員会なんですね。これは誰が担当ということにかかわらず、処罰は別に受けるのは農地法の適用は農業委員会であるということなんです。

もう一つは、うちの事務局にも、その反省を踏まえて申し上げているのは、法律そのものが一つの解釈しか成立しないということはありません。ですから、場合によっては、右から見た解釈もあれば、左から見た解釈もあるし、いろいろどこにポイントを置くかによって解釈が違う。解釈の伸び代があるのではないだろうかということは実は前にも申し上げています。

なぜそういうことを申し上げるかといいますと、今の裁判制度を見ますと、家裁とか簡裁は省略しますと、一度地方裁判所で判決をしたものが高等裁判所でひっくり返るケースもある。あるいは地方裁判所と高等裁判所がいいと言っても、最高裁でまたひっくり返るケースもあるということです。ですから、まさに法律の解釈というのは、事実が一つであっても、場合によっては変わるということがあるということが私の考えのもとにありました。

まさに東金井の案件は、実は東金井だけではなくて、どうも今回、市街化になったのは3件あるんですね。東金井と新田ともう一つ何かあったと思うんですね。それも実は同じような問題を含んでいたのではないかという気がしています。ただ、そのとき、そのときの判断は正しかったのだと思うます。

そのときは、まさにお互いが事務局も農業委員の方も、どちらかというと、事務局の担当者は非常に一生懸命やってくれました。これはサービスも、バランス感覚も悪くなくて、どちらかというと公正にやっていたし、勉強もしていただいたということで、そこは担当の方には感謝をしています。ただ、お互いがお互いを信用できないような状況にもなったということは事実ですから、極力外野の意見というのは外野の意見として整理をするということが必要かなというのがそのときの経験です。

その経験から私が事務局に申し上げているのは、受付をするとき、話があった段階で、ちょっと違和感を感じるなという案件があれば、できれば担当農業委員とか事務局長とか、あるいは皆さん関係のところと相談した上で、ある程度の物事を進めるといいのではないかということで、前の事務局長さんと相談をして、実はそういう体制を、これはどちらかというと前の事務局長さんからの提案でもあったんですが、そういうやり方がいいだろうということで行き来したこともあります。今のところ、そういう案件もなく順調にきています。

仕組みのほうは後でまた申し上げますけれども、今、私が議長をしている関係で、当初の段階ではいろいろ質問をさせていただきました。これはあえて意識的にしたんですけれども、審査はできれば平準化したいと。平準化というのは、第1地区と第2地区では第2地区に行くときと厳しいけれども、例えば第1地区に行くときと通っちゃうというばらつきを、できれば地区間で平準化をしていければいいなということが一つありました。

それと同時に、事務局の担当者も極力ばらつきがないようにやっていければいいなと。これはまさに理想ですけども、そういう形で進めておりまして、なおかつ、繰り返しになりますけれども、考え方は市の事業と農地法がバッティングする場合は農地法が優先するという姿勢は変わらずにきちっとしていきたい。たとえ市の上層部とか、ほかのところから声があっても、それはぜひ私のところに話をしてほしいということを実はお願いしているのは、そういうことです。

もう一つは、法律関係のところですね。ご質問があった、せっかく検討しても、結果はそうじゃないかという話なんです、今の体系は都市計画法と農地法の関係があるわけです。都市計画のほうが法律の順位が高いということで、都市計画のほうが優先されますが、都市計画は都市計画なりに市役所の都市計画のところで審議をし、また審議会で検討いただけると。農地法の場合は、農用地については農振除外の法律がありますから、農振除外のところは農振除外の審議委員会がありますから、それはそれなりに検討する。

それと農地法は、我々の範囲はまさに農地法と農振除外の一部委員として参加をしていてもいい、そういう立場ですが、農地法は農地法の範囲である。だから、結果は、全体の農地を考えるスキームの中でつかさつかさの判断が優先されるという話だろうと思うんです。農地については、農地法に関わる場所で我々が関与させていただくということなんです。それでしかないと思うんです。正義はどこにあるか

という、要は分からないですよ。申し訳ないんですけども、それと残念ながら、建前を今申し上げましたけれども、建前だけでは世の中通らないというのは皆さん十分ご存じだと思うんですね。力が正義なりということがありますから。

私は、かつて40年ぐらい前に仕事の上でアメリカを担当したことがあります。そのときの日本の状況は、日本はアメリカが……。

16 番 委 員

もう少し簡潔に言ってくれますかね。簡単明瞭に。言っていることはあれなんですけれども、どうも理解するのに頭の回転がついていかないので、申し訳ないですが、私の質問したのは、とにかく市長まで巻き込んで、それだけの大きな問題になって一時転用して、その一時転用から明けないうちに、こういうふうな状況になったと。それについて会長はどう思いますかと、そう言ったんですよ。

議 長

ですから……。

16 番 委 員

ちょっと長過ぎますよ、話が。解説は特に私は必要としてないです。

議 長

16番委員さんは経緯をご存じだから長いと思うんですが、1期目の方はご存じないと思って、あえて長くさせていただいたんです。

16 番 委 員

そこまで説明する必要はないと思いますよ。だったら、私はもう少し細かく言いますよ。

議 長

どうぞ。

16 番 委 員

ちょっとそこまでは私は必要ないと。ただ、今言ったように、一時転用でまだ期間が過ぎないのに、会長、どういうふうに思いますかと。それと手続に対して、事務局はどうするんですかと、私はその2点だけなんです。そんなに難しいことを言っているつもりはないんですけども、それだけ教えてください。

議 長

はい。一言で言いますと、例えば市長が絡んだというのは、こちらから絡んだわけではなくて……。

16 番 委 員

それはそれでいいですよ。経過は。

議 長

そういうことを皆さんにお話ししないと、あたかも我々が問題を起こしたという誤解を与えかねない。

16 番 委 員

一時転用の結果は出ているんですから、まだそれが期間が過ぎないのに、こういうふうに出てきたわけですから、その問題をどういうふうに考えていますかということなんですよ。

議 長

それも先ほどお話ししたと思うんですが、それぞれの法律体系の中で処理されていることですから、それはやむを得ない話だと思いますよ。

16 番 委 員

それならそれでいいと思うんですよ。

議 長

ぜひこれは、何回も繰り返すようですけども、市の政策と農地法が

バッティングしたら優先するのは農地法ですから、これだけはぜひご記憶にとどめていただきたいということですのでよろしいでしょうかね。我々の範囲は、農地法の範囲でしか行動ができないというのも、まさにこれは16番委員さんがよくご存じだと思うんですけども、それが答えであります。

もう一つ、事務局長のほうにありました仮登記の話なんですけど、これは弁護士さんにもちょっと聞いてもらったんですけども、民法の大前提があるものですから、なかなかここを覆すことはできないのだろうと思います。だから、通達で出ていますから、県に相談をしながら、この案件は処理するほかないという感じがいたします。以上です。ちょっと長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

3番 委員

分かりました。

17番 委員

今、16番委員さんがご質問した内容と全く、藪塚の問題で先般、会長さんが出席していただいた地区協議会でもお願いしたんですが、いわゆる拠点から500mだから、もう開発でいいんだというような除外はされているということで、地区協議会としては一団の農地をどうやって守るんだという観点から、これを簡単にそうなんだということだけで、法律、法律とおっしゃいますけれども、その前に我々は農地を守るという使命をきっちりと持っていかなないと、いや、法律がやっておるんだから、それでいいじゃないかというだけになっちゃうので、まさに16番委員さんが質問したのは、どう守るんだと。その心構えはどうするんですか。法律がありますというだけではないだろうというのが趣旨だと思うんですね。

そのときに地区協議会でも申し上げたんですが、ぜひ農業委員会としては、地区除外が出ている一団の農地について守ってほしい、そういう手だてをしてもらえるようにお願いをしますということを申し上げたつもりでいますので、とにかく我々が一時転用だからもう3年、あと何年ですか、よく分かりませんが、都市開発のために押されて農業は衰退しているのかという観点で仕事をしていかなないと、農業委員会の価値がなくなってしまうような気がしますので、余分な話ですが、申し上げました。よろしくお願いいたします。

18番 委員

今の17番委員さんに関連して、実は会長からもいろいろ意見が出ましたけれども、私は東金井の案件についての協議は、私は間違っていないかったと。農業委員会として自分なりにいろいろ調査研究して、みんな

なで相談してやったことで、私は十分協議はできて、それで適正な対処ができたというふうに私は自負しております。

今、17 番委員さんが守るんだということなんだけど、実際の話、今の東金井、あとはうちのほうから出ていませんけれども、今度除外になっちゃった。除外になっちゃって、3回目で除外になった。その裏には、もう第三者が来て農地を売買しているんですよ。例えば10ある面積のところ、ある企業が個人的に不動産のあれを頼んで売買しているのね。それで仮登記をしているんですよ。

我々は一応今、17 番委員さんが言ったように、農業委員としては農地を守るんだということだけでも、開けてみたら、もう仮登記で売買契約の印鑑を押して、なっているんですよ。俺らが一生懸命農地を守るんだと言ったって、地権者が農地をやりたくない、農業をやりたくない、裏じゃそういう形で動いているんですね。それが今のどんどん開発していく状況だよ。

富若だってそうですよ。これは都市計画の前に動いていましたからね。ここに10何人いますけれども、都市計画になりましたら何の協議も要らない。だけれども、実際には農家がもう第三者と仮登記しています。契約して金をもらって。そういう動きがある。だから、そこにいる農業者がこここのところは守っていくんだ、優良農地を守っていくんだという意識があればいいけれども、その地権者がもうやりたくないから、裏じゃみんなこうやって売買して優良農地がどんどんつぶれていっちゃうんですよ。

私は除外のところは反対しますからね。3件反対しましたから。いろいろ問題、いろいろ局長にお世話になりましたけれども、私は、あそここのところは鉾毒なので、一生永久農地でいいと思っている。金は要らない。ただ、そういう動きなんです。農家が売っちゃうんですよ。農業委員会としては守らなくちゃならないんだけど、裏じゃもう売買していて、それが東金井もそうです。富若もそうです。それでうちのほうも、ここには出ていませんけれども、これから出てきますけれども、みんなそうなんです。だから、この辺がうんとまじめに考えていても、地権者が売っちゃうからダメなんです。だから、あまり深く考えると神経衰弱になっちゃうかも分からないな。一応そんな状況です。

だから、東金井で検討した結果については、私は自分じゃみんなと一緒に農業委員として適正な措置はしたというふうに自負しています。以上です。

議長

ほかに意見はありますか。

17 番委員さんのお話は、先日の協議会のところでもちょっとお話ししましたが、まさに 17 番委員さんの気持ちは分かります。農地法は、農地を守る法律であるとともに、農地を有効に活用するという考えも一つあるわけです。ですから、直ちに農地がなくなるということがあったということは申し訳ありませんけれども、私は思っておりません。ですから、有効に農地を使われる方は、法律にのっとって、それは認められる話であり、それは悪ければ許可をしないということの一つにしかすぎません。

それで戦う場合、戦うという言い方はよくありませんけれども、何か問題があったときに、どう判断をするかというのは、あくまで法律なんです。法律であり、その政令とか、その範囲でしか動きはないんですね。ですから、何も根拠がなくて、ただ農地を守りたいというだけでは守れないんですよ。多分これは事務局もいろいろ案件・相談があったときに、どうやってするかというのは考えていますし、まさに我々もいい農地は残したいと思っているんですが、相手を説き伏せるには説き伏せるだけの弾がないとできないんですね。そこだけはぜひご理解をください。それが我々の世の中のルールを決めているのは法律ですから、それ以前に普通ですと、徳目とか何か、朝、おはようございませうとか言って、そういう徳目の世界もありますけれども、そこは農地法に関係すると、なかなか理解がしにくい。

最近、ちょっとまた長くなるので、16 番委員さんから怒られるかもしれないですけども、緑何とか戦略というのがありますね。まさに農地をどうやってスマート農業をやるんだとか、農業は産業だというのは私も思っていますけれども、実は産業ではなくて、生物をいかに田んぼや何かにつけるかというのは農の基本だと思うんですが、農水省がやっていないかと思って法律等を見ていましたら、生物多様性の何とか戦略というのがあります。これはどちらかというと、カエルとかトンボを守る戦略もあるんですね。

ですから、農水省としても、スマートというとどちらかというと、産業を利用した戦略と、もう一つは田んぼ、そういう世界が出てきていますから、多分徐々に農地を守る方向に行くのではないかと、そういう期待はしております。それが私の考えです。

17 番 委 員

一言だけお願いします。今の会長さんに反論するのではありませんが、農地は有効利用する土地だ、それは反対です。農地は農業振興をする

ための土地です。そここのところの根底的な思想がないと、それは都市計画によって色を変えれば何でもできるでしょう。できるんですよ。こんなの簡単なんです。だけれども、そこへ行って、農業者のほうで農業振興を図る上で、この土地を守るんだという精神がなかったら、こんなものは守れません、はっきり言って。都市開発の圧力が物すごいんですから。

だから、そういう中で農業をどういうふうに守っていくかというところをきちんと、少なくとも農業に携わる人たちがそこら辺の精神を持っていかなければ、法律だ、法律だと言われるだけで、圧力だ、圧力だと言われるだけで、へなへなとなっちゃうんじゃないかなと思いました。会長さんに反論するようで大変恐縮なんですけど、一言だけ申し上げたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。多分道は同じだと思うんですよ。言い方が違うだけで、そこだけ。  
それ以外に。

6番委員 私も法律がよく分かっていなくて、ばかな質問かも知れないんですけども、先ほど会長が市の案件よりも農地法のほうが優先する、そんな言い方だったですか、それは例えばどういうことを指しているのか。

もう一つ、農地法よりも都市計画法のほうが上になっているのか。それは法律上、決まっていることなんですか。単純な質問なんですけれども。

議長 私も詳しくはないんですけども、法律でも、上位法と下位法みたいな序列があるらしいんですよ。ですから、農地法が決まっても、都市計画法が判断をオーバーライドしちゃうという仕組みになっていると承知しています。これは詳しくは、私もそれ以上のことは分かりません。もう一つは、最初にご質問があった市の政策と農地法がバッティングをするということは、常にバッティングするかというと、そうではないんですが、例えば農地を農地法に違反して市の都市計画から市の政策を実行していきたい場合は、そこは農地法の世界で許可ができない、そういう世界が生ずるということなんですよ。申し訳ないんですけども、そのときは市が言ったから、農地法、いいんだよという話にはならないという話ですね。若干理念的な話で大変申し訳ないんですけども、そんな話です。

6 番 委 員            ありがとうございます。

議        長            16 番委員さん、ありますか。  
16 番 委 員            いいです。

議        長            せっかくの機会ですから、もしご意見等があれば。いいですか。  
では、また何かありましたら、ご意見等を頂戴できればと思います。  
定例総会のほうは長時間にわたりご協力いただきましてありがとうございます。  
ございました。

議        長            以上で第8回定例総会を終了します。

閉   会        令和6年3月11日（月） 午後3時13分